

石垣市プレミアム付商品券



申請期間終了！購入引換券をお送りしています。

購入期限は1月31日までです！！

石垣市では、申請をして購入対象者と決定された方と、3歳半未満の子が属する世帯の世帯主の方へ『石垣市プレミアム付商品券購入引換券』を、住民票に登録されている住所にお送りしております。

どこで買うの??

商品券の販売所は、**石垣市商工会**です。

販売時間：平日の9:00～16:00の間
(購入期限は令和2年1月31日までです。)

購入の際は『購入引換券』が必要です。



商品券の使用期限は
令和2年2月29日までです。

石垣市では商品券を使用することが出来る店舗が**92店**あります。
(加盟店一覧は石垣市ホームページをご覧ください、お問い合わせください。)

商品券購入方法

プレミアム付商品券購入引換券と本人確認書類(身分証明書)を提示し、石垣市商工会にてご購入下さい。
1冊5,000円(500円券×10枚)のプレミアム付商品券を4,000円で購入でき、**最大5冊**までご購入いただけます。

購入引換券はいかなる場合も**再発行はできません**。
紛失することのないようご注意ください。

お問い合わせ

石垣市企画部商工振興課
プレミアム付商品券事業担当
0980-87-9064

南大浜地区等における用途地域及び特別用途地区、地区計画の変更に関する事前周知

平成31年3月1日(金)から事前周知しております南(はい)大浜(ほ一ま)地区等における石垣都市計画用途地域などの変更について、効力が発生するまで残り約2ヶ月となりました。

都市計画の告示日(効力が発生する日)

令和2年3月2日(月)※効力発生まで残り約2ヶ月です。

※用途地域の変更とあわせて、特別用途地区及び地区計画の変更も行います。

これについては、平成31年4月1日(月)に条例が公布されました。

条例の施行日(効力が発生する日)は用途地域などの効力が発生する日と同日の以下の日です。

・**令和2年3月2日(月)**

※石垣市からのお願い

将来のまちづくりのため、これから建物を建てる際は、今回の用途地域変更後の内容に合わせた建築計画にしていただけると幸いです。ご協力をお願い致します。

詳細については、都市建設課HPでご確認いただくか都市建設課窓口までお問合せください。

【問合せ先】石垣市都市建設課 (TEL: 0980-83-4207)